2018 年度　平安女学院大学　日本国憲法

第１２回「Ⅲ．基本的人権：社会権　②労働基本権」

2018.07.12.　佐藤

はじめに

1.前回講義

1)内容：論点→学習指導要領が法的拘束力を有するか　*それぞれの説明をしてほしい

法→教育を受ける権利・社会権、学習指導要領、最高裁判決

諸説→拘束力ある（法律に基づいて制定、国家の教育権）、拘束力ない（告示、国民の教育権）

2)Reading Assignment に関する設問についての解説

①法規としての性質を有する。 ②裁量にもおのずから制約が存する。

2.今回講義：国民主権→基本的人権（自由権→社会権：教育権・労働基本権・生存権）→平和主義→統治機構

3.Reading Assignment に関する設問：以下の設問に対する解答を、自己点検用紙に書きなさい。

①朝日新聞は、高度プロフェッショナル制度創設の法案について、どのように主張しているか。

②読売新聞は、高度プロフェッショナル制度創設の法案について、どのように主張しているか。

＊講義テーマ：ホワイトカラーの長時間労働是正のため、高度プロフェッショナル制度の導入は有効か

１．事例から

1)電通過労自殺事件　[資料]

2)日本の労働時間　[資料]

長時間労働の原因：法定労働時間が長い、法定年次有給休暇が少なく取得率も低い、週休二日制でない

時間外労働（残業）に歯止めがない、中小企業の二重構造

２．労働時間法制

1)上限規制

1.原則：法定労働時間(週 40 時間、1 日 8 時間)、2.弾力化：変形労働時間制

3.延長：時間外労働（残業）

①労使協定(労基法 36 条)・割増賃金支払い(労基法 37 条)があれば残業させてもよい制度

②法定要件を満たす事は免責効果のみで、労働者に対する労働義務発生には労使合意が必要

4 適用除外：臨時の必要、農水産業・管理監督者・断続労働への適用除外

5.国際労働基準(ILO 第 1 号条約・1919 年)　←　現行法では批准できず

2)労働時間管理

1.労働時間の計算・通算

2.みなし労働時間制(事業場外労働、専門業務型裁量労働制、企画業務型裁量労働制)

3)長時間労働に対する対策法

1.労働時間設定改善法　→　労働時間設定改善指針

2.過労死防止対策推進法

３．ホワイトカラーの労働時間管理

1)課題：ホワイトカラーの働き方は時間で区切られているのではなく、仕事で区切られている

そのような労働者に、現行法の時間で区切って管理する方法が適切なのか

2)どうあるべきか

1.高度プロフェッショナル制度<政府>　→　意欲的に働ける、短時間で終われば早く帰れるので時縮に

2.批判<日本弁護士連合会>　→　労働量は使用者が決定するので長時間労働に、残業代が支払われない

3.量的規制<私見>

［自己点検］

1)Reading Assignment に関する設問への解答

2)自己点検　a)講義の論点　　←論点とは、Yes/No で答えられる具体的な問題点

b)論点にかかわる法状況　　←「法」とは、法律（この講義の場合には憲法も含む）と判例法

c)論点についての諸見解　　←諸見解とは、学説であり、最高裁判決でもあります

*最高裁判決は、ルールですから「法」ですが、同時に一つの見解にすぎないものでもあります。

3)自由記述　a)講義に関する質問、b)その他

［課題提出者数］

	4/12	4/19	4/26	5/10	5/17	5/24	5/31	6/07	6/14	6/28	7/05	7/12	7/19	7/26	8/02
保育(71)	71	70	69	69	70	69	68	67	67	65	53				
子供(67)	65	65	66	66	62	60	63	62	62	58	55				

［次回講義への Reading Assignment］

嶋田佳広「学資保険の満期返戻金を収入認定する処分の適法性」社会保障判例百選［第 5 版］(2016 年 162 頁